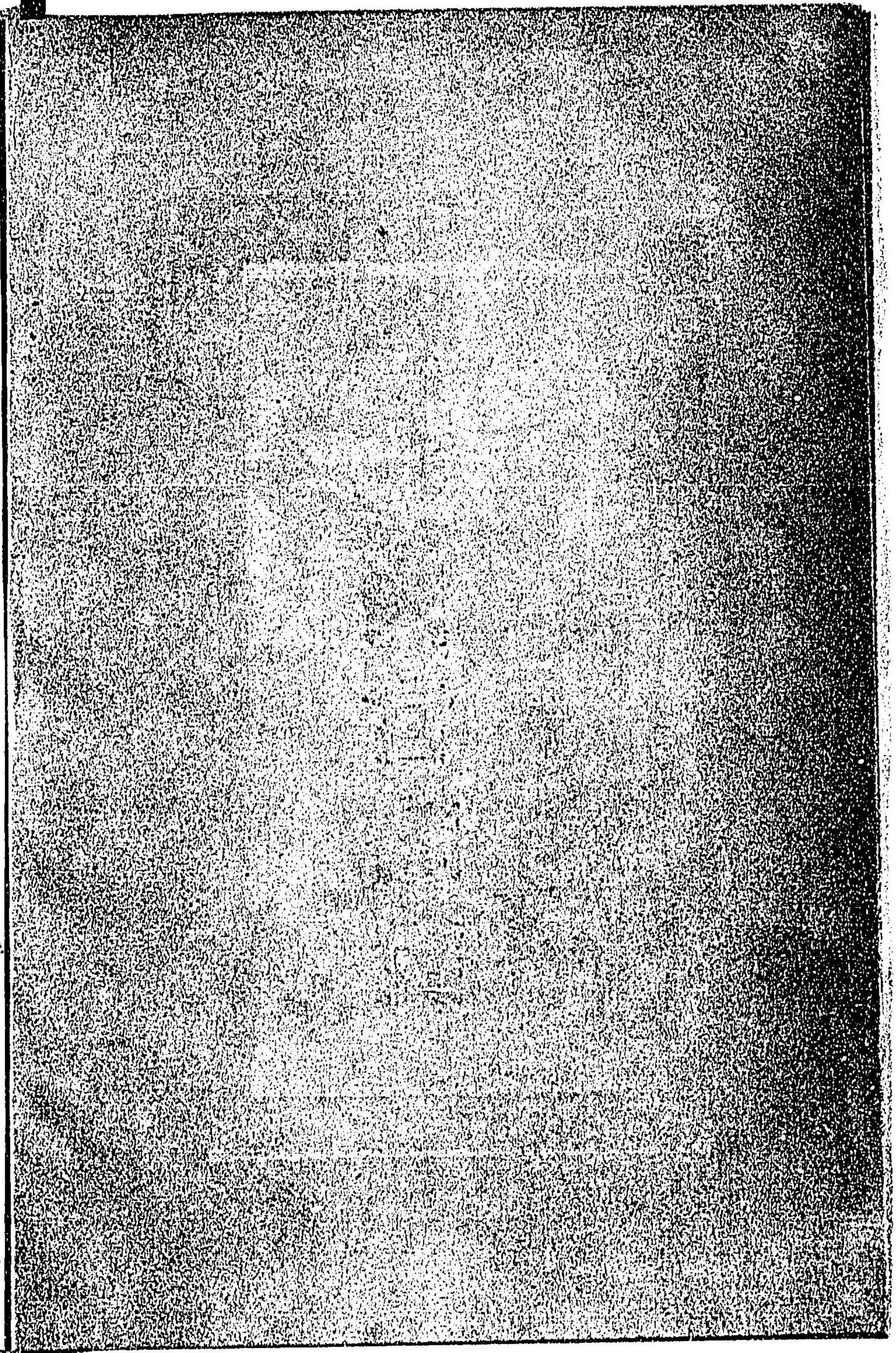


344  
44

伊勢内宮略説



本圖は實地を拜する寸毫の差なきも紙面の都合上自然的の排置を表はすこと能はず者歟





# 伊勢内宮略説

内宮の位置 内宮は天照大神を齋き奉れる大宮にして、伊勢國度會郡宇治山田市の内宇治にあり、山田停車場を距ること一里十七丁なり。

宮域及神苑 一之鳥居口御橋以内を宮域といひ、其以外を神苑といふ。宮域には内宮御正殿及び之に附屬せる各種建物あり、尤も神聖の地たり。

神苑の整理 明治二十二年五月神苑會の經營の下に、幽聖の地と變し、梅松櫻楓等の樹木を移植せしが、大に雅趣を添へたり、苑内に皇太子殿下御手植松、陸海軍献納巨砲等あり。

因に神苑會は、明治十九年六月宇治山田町の有志者相謀りて同會を組織し、時の三重縣知事石井邦猷氏の盡力によりて、益々隆運に向ひ、神宮司廳よりも三萬圓の補助を受け、去る明治二十二年五月に至りて其工を竣り、現景の勝地と化し、千古秀靈の氣鍾まりて幽聖の感眞に襟を

正さしむるものあり。

三、内宮御嶽座の沿革 内宮は一に朝日の宮ともいひ、又五十鈴の宮ともいふ、祭神は恐れ多くも

明治に  
45. 7. 5  
内交



皇祖天照大神を齋き奉り、之に相殿の神即ち天手力雄神、萬幡豊秋津姫命の二座を配祀し奉れり、大神の御靈代は、石凝姥命の造り給ひし八咫の御鏡にして、崇神天皇の御時、皇女豊御入媛命に命じて始めて倭笠縫色に移し奉り更に八十餘年を経て垂仁天皇二十五年、倭笠縫色より倭姫命御戴き奉りて、諸國を巡歴し、只管大宮地を搜索し給ひて、遂に宇治の五十鈴川上に萬代變りなき神の宮居の礎を据えさせ給ふ。

四、参拜者心得

一、敬虔の心を失はざること。大神神は清淨潔白を好ませ給ふを以て、大神宮に詣づるものは特に此事を心得て、充分に敬虔の念を表し奉ることを心掛けざるべからず、繼令参宮の途中に於ても、此意を失はざる様注意し、特に参拜の際には清淨なる精神を保持して神の御前に伏拜せざるべからず。  
二、参拜の準備。大神宮に参拜せんとするものは、先づ其前に齋戒沐浴して不淨を拂拭し、毫も非禮に陥らぬ様注意し、参拜せざるべからず、上古より現今に至る迄、勅使若くは齋主参向の際は、必ず先づ修祓を爲して御宿所に就かせらるゝが例なり、殊に衆庶にありては、一般に此心得を失はざるを要す。

ハ、服装。上下貧富の別なく、其職業の何たるを問はず、参拜の際は身分相應の服装を爲すべし。は勿論、羽織、袴を着用することを忘るべからず。

三、禁制

(一) 制札。一之鳥居口御橋は、域内の御池より流出する川に架す、表参道にして行幸啓并に勅使参向等、總して此所より入り給ふ、其傍に下馬札及び左配禁令の制札あり。

定

一 車馬を乗入る事

一 魚鳥を捕ふ事

一 竹木を伐る事

右於域内可令禁止者也

年 月 日

内務省

(五) 不備載の所行あるまじきこと。宮城内に於ては喫煙を爲すべからず、且又帽子、襟巻、外

套、手袋等を穿ち、頬冠、尻端折等堅く嚴禁す、故に参拜せんとするものは、必ず先づ

一之鳥居前にて不敬に涉らぬ様充分の注意を爲すべし、又携帶品等は、豫め旅宿に預くる



を宜しとす、殊に高聲に談話することを慎むべし。  
 一般人の参拜、乘席は第二の御垣外五垣南御門下にて参拜を許さる、其参拜の用意等は前  
 に述べたる如し。

正式参拜 判任官以上の有職者及び之に準ずる身分の有位有爵者は正式参拜を許可せらる。  
 故に以上のものは、神宮司廳か又は各所の宿衛に其旨申出で指揮を受くべし。  
 聖上御拜 天皇陛下御拜の時は、大元帥の御盛装（又は衣冠束帯）にて唯御一人正殿に御拜  
 せらる。宮城内の行在所より板垣南御門前の便殿迄の御列は、禰宜二、舍人二、錦旗、近  
 衛、下士（徒歩）次に近衛將校（徒歩）陛下には侍従長階乗にて御馬車、次に侍従武官長、宮殿  
 下、諸大臣（徒歩）扈從す。

五、神宮奉養者注意書（神部署）

明治三十三年九月勅令第三百七十四號神部署官制により 皇大神宮神樂殿及 豊受大神宮神樂殿  
 に於ける神部署第二課の取扱事項概要左の如し  
 一 御神樂又は御儀等奉養の志ある人は左記取扱承知の上御初穂料を 皇大神宮神樂殿若  
 くは 豊受大神宮神樂殿の受附に差出し其願意住所氏名等を申入らるべし

御神樂御儀の種類及御初穂料は左の如し

種類	御初穂料	摘	要
四等御儀	金叁拾錢以上	御儀料並立體及燈下神饌品神酒を授與す	
三等御儀	金五拾錢以上	御儀三等大座立體以下前同斷	
二等御儀	金壹圓以上	御儀二等外箱付大座立體以下前同斷	
一等御儀	金壹圓五拾錢以上	御儀並等外箱付大座立體以下前同斷	
小神樂	金五圓以上	大和舞奉行小神樂箱大座立體及燈下神饌品神酒を授與す	
大神樂	金拾圓以上	大和舞奉行大神樂箱大座立體以下前同斷	
大々神樂	金貳拾圓以上	大和舞、人長舞奉行大々神樂箱大座立體以下前同斷	
別大々神樂	金叁拾圓以上	大和舞人長舞の外舞樂一曲奉行大々神樂箱大座立體以下前同斷	
特別大々神樂	金五拾圓以上	大和舞人長舞の外舞樂二曲奉行大々神樂箱大座立體以下前同斷	

御神樂奉養者の希望によりて御神樂奉養前申出に限り授與する神樂大座の種類及御初穂料金は左の通りとす



種	類	壹体料金	摘	要
一等大々神樂箱大麻	金五拾	錢	大々神樂奉奏者に限り上記御初穂料の割にて神樂一座に付貳拾體迄授く	
二等大神樂箱大麻	金參拾	錢	大神樂奉奏者に限り上記御初穂料の割にて神樂一座に付拾體迄授く	
三等小神樂箱大麻	金貳拾	錢	小神樂奉奏者に限り上記御初穂料の割にて神樂一座に付五體迄授く	
神樂 劔 祝	金壹	錢	大々神樂一座に付四千體迄大神樂一座に付二千體迄小神樂一座に付一千體迄を限り上記御初穂料の割にて奉奏者に授く	

何人にも希望により授與する大麻暦の種類及御初穂料左の如し

種	類	壹體又ハ冊料	金	摘	要
守	祝	金貳	錢	一人一回壹千體以内を限る	
劍	先 大 麻	金壹	錢	同 上	
本	曆	金貳拾五	錢	二種を通じ一人一回百部以内を限り 前年の十一月一日より授與す	
略	本 曆	金參	錢 五 厘		

一 學校軍隊又は公民團等の特別奉齋願出に限り授與する大麻及御初穂料左の如し

一 別大麻 御初穂料金參拾圓

一 御初穂料又は献納金品に對しては總て其献進の手續終了の上 皇大神宮神樂殿又は 豊受大神宮神樂殿の名面にて收納書を相渡すべし

一 御神樂御饌奏 奠者へは前記の通り大麻等を授與らるべきにより其種類員數引替等の事に付きて希望ある人は右申込の際受付係に相談せらるべし 差支なき限りは其希望に應ずべし

一 御神樂御饌は受付の順序により奏奠但其時日に希望ある人は右申込の際受付係に相談せらるべし 差支なき限りは其希望に應ずべし

一 撤下神饌品は一切奏 奠者に授與さるべきにより其土器をも遠慮なく持歸らるべし

一 御神樂奉奏 奠者又は金參圓以上の御饌、獻金若くは同價以上の獻品者にして撤下御物拜觀の希望の人へは拜觀券を無料交付せらるべきにより受付係に申出らるべし

一 遠路又は事故ありて參詣し難き人にして御神樂御饌奏 奠又は大麻暦等を受けたき時は代人を差出さるるか又は其願意大麻等の員數を詳記し御初穂料金を添へ郵便にて申出らるれば其手續了結の上にて送るべし



一大麻曆の遞送は大凡左記遞送料をも添へらるべし但海外國への遞送料は此限りにあらず

劍	四百五十體迄	書留小包料各金拾貳錢臺灣樺太朝鮮濟國ハ金四拾錢ツ、
神樂二等箱大麻	貳	
同 三等箱大麻	貳	
神樂箱大麻	一	書留小包料金拾八錢臺灣樺太朝鮮濟國ハ金四拾五錢ツ、
守	二十體迄	一種郵税金參錢
本	五冊迄	書留小包料金拾貳錢但四種郵便なれば一冊金四錢
略本	三十五冊迄	同上 但四種郵便なれば五冊迄金貳錢

一金參拾錢以上の金品献備者には收納書の外に守被又は劔被一体を授く

一御神樂御饌の受付及大麻曆の授與は日常黎明より午後十時迄取扱ふ但黄昏後は授與所を閉づるによつて受付所に申出らるべし

一御神樂奏行は午前九時より午後四時迄御饌奉奠は黎明より黄昏迄とす但十二月末日は臨時徹夜取扱ふことあるべし

一神樂殿内にては別けて謹慎靜肅に進退せらるべし

一御神樂御饌等の奉納は本人の希望次第にして神宮よりは決して之を勸誘せざるのみならず其他の献金寄附金等を募集するか如き事は一切致さず

一當殿構内に遺留品ありたる時は宇治山田警察署へ届置ぐべきにより心當りの人は同署へ申出らるべし

一當殿の取扱方に付會得相成難き事故ある節は遠慮なく受付係に尋ねらるべし

## 概 説

一、五十鈴川 此川又の名を御裳瀧川、宇治川と稱す、其御裳瀧川と稱する所以は、往古倭姫命の御裳を瀧き給ひしを以て名付く、源を神路山及伊勢志摩の國境なる逢坂山より發し、御手洗場の上にて合して大河となり、北に流れ伊勢灣に入る、其長さ四里あり。

二、神路山 一名宇治山ともいふ、宮城の東南に在る内宮御山の總稱なり。

三、宇治橋 一名大橋ともいふ、宇治町と神苑との間五十鈴川に架す、全長五十間、巾四間なり、總て檜作りにして欄干には擬寶珠を着く、橋の前後には大なる鳥居を樹てたり、西の鳥居より東の鳥居迄五十七間あり。



因に伊勢神宮の御造營に際し、舊建築物は之を何れに使用することし慎りあればとて、従前は悉く焼却したり、然るに之が焼却  
さいふも多少の弊あるを察し、岩倉兼典の意見により、之を官國幣社に寄附し、其大御柱は、宇治川の犬島居敷築の材料に  
供する事とし、四十二年遷宮御式の時より實行することとなり、

四、宇治橋渡初式 本橋架替造營は、内宮式年遷宮の毎度に在りて、莊嚴なる渡初式を行はる、去  
る四十二年三月本橋が總經費十二万圓を以て造替へらるるや、同月二十六日午後一時、渡初式を  
舉行せらる、民間にて其光榮を荷ひしは、阿竹家にして其三夫婦は次の如し

- 阿竹 清助(七十四歳) 阿竹 喜六(五十三歳) 阿竹 芳太郎(三十歳)
- 同 しげ子(七十二歳) 同 てふ子(五十二歳) 同 ふま子(二十六歳)

續て造神宮副使、井上神社局長以下、造神宮職員、忌鍛冶小工を始め、三室戸大宮司以下、神  
官參列、有田三重縣知事及縣高等官 其他陪列拜觀の群衆七万餘、祝餅撒布の混雜名狀すべから  
ざるものありき。

五、神宮司廳 内宮の事務を取扱ふ所にして、明治四年の創設に係り、次で同三十六年四月現今の  
場所建新築す、去る三十八年十一月十三日には 天皇陛下、同月二十六日には皇太子殿下の行幸  
啓ありて、御宿所に充てさせ給へり、其前方の建物は祭主宮官舎にして、元慶光院の古刹に大  
修理を加へ、祭主宮の宿所に充てたるなり、其官制左の如し

祭主(親任)一人、大宮司(勅任又奏任)一人、少宮司(奏任)一人、關立(奏任)十人、權關立(親任)二十人、宣室(親任)四十人其  
他衛士長、衛士副長、衛士等ありて神宮警衛の事を掌る、  
次に神部署といへるは(度會郡四郷村大字北中村)に在り、神宮大宮司の監督に屬し、大麻、曆  
の製造頒布及臣民の奉養に關することを掌る。

### 神宮司廳職員

臨時神宮祭主 勳一等 多 嘉 王

大宮司 子爵 三室戸和光 少宮司 木野戸勝隆

### 權 關 立

- |   |               |                               |
|---|---------------|-------------------------------|
| 儀式課長 檜 垣 貞 吉  | 會計課長 山田 岩 次 郎 | 庶務課長兼官房主事 藤 谷 小 太 郎           |
| 庶務課四郎 江 見 清 風   | 矢野 高 太 郎      | 小 村 隆 田 中 秀 善 鹿 光 院 利 秋 東 吉 良 |
| 權 關 立 宜   |               |                               |
| 孫 福 弘 坦 橋 村 正 輝 有 島 純 一 赤 須 忠 貞 矢 野 善 五 郎 藤 田 尊 雄 大 久 保 隆 興 |               |                               |
| 小 川 地 喜 俊 松 木 時 彦 藤 田 泰 四 谷 崎 正 秀 岡 田 米 吉 宇 仁 得 造 上 野 重 隆   |               |                               |
| 水 岡 南 衛 澤 渡 久 富 山 口 号 之 助 山 根 保 郎 山 本 時 重 御 巫 清 白           |               |                               |
| 其他官卒、衛士長、衛士は略す  |               |                               |

六、御造營御木曳 遷宮式年御造營の定期には、其七年前に山口祭及木本祭 御杣山木本祭を



行ひ、御用材運搬に着手し、海路を大濠に廻はし、更に五十鈴川を曳き上げ、陸揚げを爲し、車輻にて宮城内に曳き入る、御木曳は、式後春曳、夏曳を二ヶ年に行ひ、此時は宇治山田市民及神領内の人民は、各自美を競ひ、揃ひの衣服を着け、吹貫及び幡を樹て、木遣音頭にて優雅に曳き入る、是皆神宮古來の特色なりとす。

七、奉獻の御白石持 曩に内宮御造營竣成するや、人民の誠意を容れて、九月五日より一週間宮域に御白石を献納せしむ、此時は老幼男女相携へて、揃ひの衣服を着け、欣々然として聖代を謳歌しつゝ、御木曳に均しき盛観を呈せり、御白石は二見浦附近の産にして、其質堅く且つ高尚なり。

八、燈籠 奈良朝時代よりの製作至も變らず、其中には燈油を注ぎて火を點じ、いと幽雅なり、宮城内に其數三十餘基あり。

九、落葉係 内宮神苑には、落葉かさなるものあり常に苑内の清酒を保つ爲めに、落葉を掻き集め之を搬出しつゝあり、其笠を敷き覆被を着したる所、已に俗人の目を惹く、若し是より歩一步、宮城内に入れば衣冠正しき落葉拾ひが手に籠持ちて城内を歩行する様、誠に神々しく見え、覺えず清森の感を生せしむ。

## 細説

### (其一) 神苑之部

#### 一、陸海軍献納巨砲

日清役戦利紀念砲 神苑中央圓形の區劃内右側に在るは、二十四 珊米砲にして、第二軍司令官たる大山大將の献納に係り、左側に在るは第一軍司令官野津大將の献納せし金陵機局製造クルツプ式大砲なり。

日露戦役紀念砲 前砲の東方に設置せらる其一是、二十三珊米加農砲にして、旅順要塞擧珠砲第二砲臺に据付け、露國が主として海面防禦に使用せしものなり、其二是二十八珊米榴弾砲にして、去る二十四年大阪砲兵工廠にて鑄造せし戦時砲なり、我軍旅順攻圍軍が砲撃の際、偉大なる功績を奏したるものに係る、其三是二十四珊米加農砲にして露國が旅順

要塞岬岨砲臺の右翼に備ひ付け、我攻圍軍を協賛したるものなり。

日本海戦紀念砲 苑の北端に屹立せる巨砲は、明治三十七八年役、日本海々戦の際捕獲せし露國の戦艦アフリョール(現今の石見)の主砲たる十二吋砲にして、「日本海戦紀念碑」



の金文字は、東郷大將の揮毫に係る。

- 二、皇太子殿下御手植松 去る二十四年、殿下御参拜の御時、御手づから植ゑ給ひし松なり。
- 三、御手洗場 五十鈴川の岸に石を疊み手水を洗ふに便す、右は徳川綱吉の生母本莊氏の寄進に係る。

### 其二 宮域之部

- 一、一之鳥居 内宮第一の鳥居なり、其前に一之鳥居口御橋あり、表参道にして行幸啓并に勅使参向等總て此所より入り給ふことは、前に述べたるが如し（一之鳥居口御橋の條参照）
- 二、行在所 同御殿は、鳥居の内参道の左手に在り、行幸啓の際用ゐる爲めに建設せられたるものなり。
- 三、二之鳥居 此所は皇族方御参拜の時下乗せらるる外、勅使并に随行員の修祓を行ふ所なり。
- 四、初種石 天明年中御造營の際、附近の農夫數多年月を費し、私財を抛ちて運搬に従事し、遂に初種迄喰ひ盡し、宮域に曳き込みしを以て斯く名づく。
- 五、御神樂殿 参道の左に在り、庶民の志願によりて、御神樂を奏し、御饌を供進し、及び大麻、

盾を授與する所なり、其結構宏麗なり。（大麻盾授與の條参照）

- 六、板垣南御門 正殿正面の第一の御垣にして、一名冠木の鳥居といふ。
- 七、外玉垣南御門 同第二の御垣にして、一名十二所御門といふ、庶民は此御門下にて伏拜す。
- 八、宿衛所 内宮警衛の事を掌る、正式参拜者は此所にて官職位勳姓名を書し、係員の案内に依り所定の場所にて参拜を許さる。
- 九、八重賢木の鳥居 前記外玉垣南御門内の鳥居にして中重の鳥居といひ、又其根に神を樹て并へたるを以て八重神の鳥居ともいふ。
- 十、石壺 鳥居の左右に石壺あり、中重の版居といふ、右方は勅使、掌典補等の座にして、左方は祭主、大宮司、十國禰宜の座なり。
- 十一、四丈殿 奉幣の時官幣を點檢する所なり、又雨天の際には中重の版居并に祭文讀進等をも此所にて行はる。
- 十二、内玉垣南御門 第三の御垣にして、一名玉串御門ともいふ、祭典の際、勅使以下此門下にて玉串を捧げらる。
- 十三、審垣御門 御門のみにて御垣、御屏もなし、俗に猿頭御門といふ。



十四、瑞垣御門 第四の御垣にして、内院より第一の御垣に付たる御門なり、故に内院中御門とも云ふ。

十五、御正殿 内宮御鎮座の事は前に述べたるが如し、現今の神殿は莊麗なる唯一神明造りにて、御屋根は眞葺を以て葺き、千木、堅魚木の装束尊く、御階、御扉共に金碧燦爛として輝き、大床勾欄には、五色の据玉を飾り奉る、御神殿改築の大業は、御鎮座以來六百年間は殿舎御門御垣等破損の時を俟ち宮司に於て補修し奉るを例とせしが、天武天皇の白鳳十四年乙酉九月十日に至り詔々二十年。改造し神器を行遷宮、儀を著し爲永式とて、二十年を以て一期と勅定せられたり、次で持統天皇の九月十六日に正遷宮を行はれ、此日を以て式日と定めらる、中世以降天下兵亂の爲め、假遷宮のみにして正遷宮の中絶せしこと、寛正三年より天正十三年迄百二十餘年間なりき、然るに天正十三年正遷宮を行はれ、寛永六年より舊例に據り二十一年に一度行ふこととなり、式月は九月とし、日は吉日を選びて宣下せらるることとなり、天武天皇以後、今上明治四十二年迄に、正遷宮五十七回、特に四十二年に行はれし遷宮式は、實に古今未有の御盛典にて、國庫金の支出額壹百四十餘萬圓、宮殿の結構、神寶の粧飾等、前代に比なく、戦後後の紀念とも云ふべき式日なれば、其盛況も推知するに餘りあり、(景況は別項参照)

十六、寶殿 東西の二に分れ、御正殿の後左右に在り、東寶殿には、幣物を納め奉り、西寶殿には幣馬の鞍、古神寶等を納め奉る。

十七、心御柱地覆屋 現正殿鎮座の場所より一段低き處に在り、遷宮代地の標準を示す爲めに建てられたるものにして、神聖の境として臣民近づくことを得ず。

十八、風日祈宮 御神樂殿の前より風宮橋を渡りて右手に在り、祭神は志那津比古神に坐す、本宮は其昔龜山天皇の元寇覆滅の爲め、御身親ら祈らせ給ひし所にして、所謂伊勢の神風の起因する所なり。

十九、荒祭宮 御本宮の北に在り、祭神は大御神の荒魂に坐す、風日祈宮と共に皇大神宮の別宮なり。

### 皇大神宮年中行事

- 一、歳旦大御饌 一月一日午後四時 五、大 祓 一月卅一日午後三時
- 二、元始祭 一月三日午前七時 六、新年祭大御饌 二月四日正午十二時
- 三、私御饌 一月十一日午前十時 七、紀元節大御饌 二月十一日午前七時
- 四、孝明天皇遙拜 一月三十日午前八時 八、祈年祭奉幣 二月七日午後二時 勅使奉向 儀仗兵出立



- |            |            |             |   |
|------------|------------|-------------|---|
| 九、神武天皇遙拜   | 四月三日午前八時   | 二十四、御卜      | 十月十五日午後七時                               |
| 十、大 祝      | 四月三十日午後三時  | 二十五、神嘗祭朝大饗  | 十月十七日午後五時                               |
| 十一、風日祈祭    | 五月十四日午前九時  | 二十六、神嘗祭奉幣   | 十月七日午前二時 <small>勅使奉向<br/>儀仗兵出眾</small>  |
| 十二、神御衣祭    | 五月十四日午前十一時 | 二十七、大 祝     | 十月三十一日午後四時                              |
| 十三、大 祝     | 五月卅一日午後六時  | 二十八、天長節     | 十一月三日午前六時                               |
| 十四、興玉神祭    | 六月十五日午後六時  | 二十九、新嘗祭大御饗  | 十一月廿三日午前十一時                             |
| 十五、御卜      | 六月十五日午後七時  | 三十、新嘗祭奉幣    | 十二月三日午後二時 <small>勅使奉向<br/>儀仗兵出眾</small> |
| 十六、月次祭夕大御饗 | 六月十六日午後十時  | 三十一、大 祝     | 十一月三十日午後三時                              |
| 十七、月次祭朝大御饗 | 六月十七日午前二時  | 三十二、興玉神祭    | 十二月十五日午後三時                              |
| 十八、月次祭奉幣   | 六月十七日午後五時  | 三十三、御卜      | 十二月十五日午後五時                              |
| 十九、大 祝     | 六月三十日午後六時  | 三十四、月次祭夕大御饗 | 十二月十六日午後十時                              |
| 二十、風日祈祭    | 八月四日午前七時   | 三十五、月次祭朝大御饗 | 十二月十七日午前二時                              |
| 二十一、大 祝    | 九月三十日午後五時  | 三十六、月次祭奉幣   | 十二月十七日午後五時                              |
| 二十二、神御衣祭   | 十月十四日午前十一時 | 三十七、大 祝     | 十二月三十一日午後三時                             |
| 二十三、興玉神祭   | 十月十五日午後五時  |             |   |

### 内宮遷御式前記

明治四十二年十月舉行せられたる遷御式前記左の如し

○次第 △第一號 各員參集 △第二號 祭具の器具を辨備す △第三號 參進 △儀仗兵第一鳥居内に整列 △勅使進行 △祭主以下列立次に儀式を執行す △勅使以下參進 △勅使祭主大玉串を執り參進 △諸員内院に參入班に著く △勅使階下の班に進み御祭文を奏す △大少司昇階開扉御輪を大床に安置す △禰宜昇階開扉 △勅使階下の東方に卓立す △宮掌御道敷布を正隅階下より神宮階下に敷設す △權禰宜立文を讀上ぐ △宮掌瑞垣御門下に於て鶴鳴を明ふ三聲 △祭主昇階殿内に入る △勅使祭文を奏す △大宮司勅使の前に至り遷御の儀式終る旨を告げて復座諸員奉拜八度拍手兩端諸員退出 △儀仗兵前後を護衛す

○御神寶及御裝束 御遷座に付新殿へ安置すべし御神寶の重なるものは、左の諸品にして、宮中西溜間に於て天覽を経たる後、一品毎に辛櫃に納め、神宮所在地に廻送せらる。

△玉繩の御太刀 △須我利の御太刀 △金銅造御太刀 △弓矢各種 △櫛 △小刀 △御鏡 △御宮 △初 (革鉢胡鏡) △柄 △彫馬 △裝束各種

○臨時祭主設置 神宮司廳官制中改正の勅令は四十二年九月二十三日の官報を以て公布せられ

祭主故障あるときは臨時に祭主を置くことを得

と規定し、即日より施行せらる、神宮式年御遷宮は、稀有の盛典として十月二日舉行の處、賀陽宮邦憲王殿下には、神宮祭主として御參列差支あらせられたるを以て、特に臨時祭主を置かる、こととなり、即日在京都久邇宮多嘉王殿下に對し左の親任あり。

任臨時神宮祭主 勳一等 多 嘉 王



○神宮遷御式と各學校 文部省普通、實業兩學務局長は、神宮遷御式に關し、九月二十五日北海道廳府縣并に各高等師範學校へ宛て、左の通牒を發したり。

來る十月二日及五日の兩日伊勢大神宮に於て、神宮遷御式御舉行相成るに就ては、貴管下小學校、中學校、高等女學校、實業學校等に於て、當日修身科の時間を利用し、兒童生徒に對し、神宮の由來及神宮に關し適當なる訓話を爲さしめ候様、御取計相成度、依命 此段及通牒候也

○二十年に一度の盛儀 長くも伊勢の宮柱太しく御造營の工完く成り、十月二日内宮(五日外宮)の遷御を行ひ奉り、特に岩倉學典長を奉遷使として差遣せらる。當日伊勢にては、神宮祭主八遷宮多嘉王殿下を始め、大少宮司以下の神官百四十六名は、數日前より參籠潔齋して、御式に奉仕し、勅使以下各高等官、貴族雲の如く集りて、此盛儀に參列の準備をなせり。

○神代を思ひ出づ 渡御の御列は、前陣後陣に御神寶を捧持し、行際、絹垣にて前後左右を覆ひまつり、通御の御道には、純白の敷布を布きて、松明を焚き、御正殿は、大床に兩穗の御神燈輝き其神々しいはん方なし、又御遷宮の前日は、午後四時より川原大祓を行ひ、黒袍の祭主殿下、大少宮司、赤袍禰宜以下緑袍黃袍百數十名、丹、黒、白とりりの辛櫃を護して居並ぶ、是のみは一般の拜觀を許さる。

其外何れの御式も莊嚴なれど、杵築祭のみは殊の外莊重にして、神宮主、禰宜等衣冠花々しく新宮の前に集り

かしこしやすすとのみやのこつきしてけりくになさかゆるこほりなさかゆる萬代迄にく天照らすおほみやごころくかくしつつかへまつらむかくしつつかへまつらむ萬代までに萬代までに

の歌を三度唱へて清土を敷き、瑞垣御門外には、禰宜の倭舞あり、其莊嚴なること全く神代も斯くやと思はる、許りなり

○奉仕諸員の謹慎 大典に奉仕する諸員は、土器にて煮たる粥を食し、茶、酒、醬油、魚、五辛等を口にせず、一週間前より沐浴を用ひず、消き荒菰に坐して人に接せず、文筆を手にはせず、東西八十間、南北四十間の竹柵内にて能ふ限り謹慎自重す。

○陛下御遙拜 遷御當日(内宮二日、外宮五日)の式は、二十年一度の御大典として、陛下には特に御正装にて賢所神殿に出御遊ばされ、豫て時計を正確に合せ置き、愈々御開扉の時、電報を以て宮内省に奏上し、御式開始の時刻正八時は、一秒の相違もなく御束帶にて、神嘉殿の南庭に下御あらせられ、九條學典次長御先導、國池、藏田、久我、佐伯各掌典、并に主任式部官等參列、



神宮の方面に向はせられ、御遷座の御遙拜あらせらる。皇后陛下にも同時、御内庭に於て、同様御遙拜あり、東宮殿下同妃殿下にも、同時刻執れも伊勢方面に向ひ御拜ありと承はる。

○御樋代奉戴 畏き大神靈のまします御樋代を奉戴するは、三室戸大宮司、桑原少宮司(當時の)及彌宜一同にて、何も白布を以て鼻、口を覆ひ、同じ手袋を穿ち、錦綾の肩當てを懸けて、荷くも不淨不敬のなからんを期し、五日五夜の参籠をなして、心身の清淨を圖り、斯くて愈々出御の時刻に達するや、豫て御寶類捧持の諸員の内、宮掌一員は瑞垣御門側に進み、槍扇にて三度冠を打ち、

鶏の聲音を三度び唱へ、内宮にては「カケカウ」、外宮にては「カケロウ」と稱ふ。

○御造營の經過 御用材は特に國庫より七十餘萬圓を支出し、三十五年、六年に亘りて木曾の御料林より伐り出したる良材は、實に九千三百二十餘本の多きに達し、長さものは四丈一尺、短かきものにては亦六尺あり、御造營に用ひし御金物は、純金箔一枚半掛五度磨にして、總て名古屋市岡谷惣助氏御用を承り、御正殿の御鑰一個のみにても、三ヶ月を費し、兩宮の飾金物のみにて八萬圓、鐵金物に一萬八千圓を要したりといへば、其善美を盡せること推して知るべし、然れば之に要する木匠等も數多く、木匠六十人、人夫七十人、御敷地工事に八十人を役し、竣工後の御正殿御屋根の重量が一坪千三百貫、堅魚木一本のみにても五十貫あり、是を支ふる御太柱の如きも

何れも直經五六尺、千餘年を経過せる巨材を用ひたり。

尙御造營の工程は、去る三十五年六月三日に始まり、當日木曾御和山に木本祭を行ひて伐木に着手し、翌三十六年より同七年にかけて、御樋代木奉曳を始め、木造始祭にて御用材の挽削、木造、切組を爲し、四十二年三月十一日より内宮(十三日より外宮)の立柱祭を行ふて、遂に御正殿及各殿、各御門、各御垣、各鳥居、其他御橋、宿衛所に至る迄竣成し、造神宮使廳より神宮司廳に引繼がるるに至りたり、四十二年三月以來の御式は、御形祭、上棟式、擔附祭、燦祭、御戸祭、御船代祭にて、九月二十四日同二十六日の洗清め式を終つて後、杵築祭、後鎮祭、御裝束讀合式、川原大祝式を済まし、十月二日午前八時、御樋代、御裝束、神室并に御帳、御壁代、承塵、御蚊帳等の御飾を奉仕し、午後八時百四十餘名の神官、恭しく参殿して遷宮の嚴典を行はせらる。

### 内宮遷御式後記

#### 二日の御式

伊勢皇大神宮内宮御遷座式は、十月二日午後八時より極めて莊重に舉行せらる、宇治山田全市は、



各戸に新調の國旗と鼓車提灯とを吊るし、敬祝の意を表し、前日來より押し寄せ來れる群衆は、時刻々其數を増して、さしにも多き各旅館も瞬く間に満員となり、午後よりの雜踏は一層甚だしく禮帽禮装の拜觀者、綺羅星の如く、雪崩を打つて拜觀所に詰め掛け、夜に入りては殆んど人を以て埋められたり、されど有聲立錐の餘地なく廢棄せる拜觀人中、誰一人として咳聲を漏らす者もなく極めて静肅なりし。

斯くて定刻となるや、一鼓、二鼓の響聞えて、阪部少佐(義勇)の率ゆる第五十一聯隊の儀仗兵一個大隊は、齋館より出發せる奉仕者を護衛して到着し、續いて第三鼓が森嚴なる宮域に傳はり、祭主久邇宮多嘉王殿下には、束帶に明衣木綿盤を懸け、大少宮司は同じ束帶と盤に木綿襷を懸け、何れも黒色の正装にて現はれ、赤袍、綠袍、黃袍の神官百五十名は、黒袍の奉遷使等と共に引續きて第二鳥居下にて修祓を受け、玉申行事所に於て大玉串を受けて、正宮に參進し給ひたり、此時特に出張したる平田内相、井上神社局長、牧野造神宮主事、有田三重縣知事等も、同じ黒袍を纏ふて御式に參列拜觀したり、夫より祭主宮殿下には、内玉垣南御門下に大玉串を奉納したる後、諸員引續き内院に參入したるが、内院の御模様は、雲井奥深くして伺ふこと難きも、漏れ承はる處に依れば、勅使岩倉掌典長先づ正殿御階の下に進みて、恭しく御祭文を奏し、次で正門の御開扉あり

て、高欄美はしき大床に兩穗の神燈燭々と輝き始むれば、祭主宮殿下は、衣行正しく御階を昇りて殿内に伺候し、神儀奉戴の重任を帯びたる大宮司三室戸和光、少宮司桑原芳樹氏の外、九名の禰宜は何れも覆面、手袋、錦綾の肩當を懸けて續き、權禰宜矢野善五郎氏が召立文を讀み上ぐると共に、職員進んで前陣後陣の御神寶を奉持し、行障、絹垣を整ふ、此時宮掌補御巫清生氏は、瑞垣御門下の西方に進み行き、緋の地の槍扇を以て三度冠を叩いて「カケコウ」の鶏鳴を三度唱へ、奉遷使の「出御」の聲にて、御樋代は左の順序によりて静々と新宮に向はせ給へり。

△前陣 宮掌左右、飛烟左右、御幣三枚、御鈴三竿、御初三腰、御弓二張、管御野三枚、紫御霧三枚、金網道御太刀二腰、玉繩御太刀一腰、須我利の御太刀一腰、御蓋一具、樂師(十餘名奉仕し和琴を奏て進樂を奏す)掌典宮地殿夫氏前行騾助使岩倉具綱氏

△後陣 御蓋一具、祭主久邇宮殿下、管御笠三枚、御弓二張、御初三腰、御鈴三竿、御幣三枚、御火左右、宮掌左右以上の如くして白き御道敷布の上を、南御門より新宮南御門を経て、御新宮正殿に入御遊ばさる、渡御の御道筋は、兩側一様に篝火を焚きたれば、月澄みたれど古杉陰開くも神々しく、妙なる和琴の響き、掌典の申す騾の聲が静寂の宮域を搖かし、通御の際は、誰一人として頭を低れざるものなかりし、斯くて新殿に入御あるや、祭主宮殿下伺候し、再び起る召立文の奏上に依りて、御神寶を殿内に納め奉り、祭主の降階するを待ちて、神燈を撤し、御閉扉を濟ませ、勅使の御祭文捧讀



三室戸宮司の遷御式畢了の達しありて、一同中重の段に退き、奉拜八度して荒祭宮の遷御式に臨み、茲に内宮御遷座の大典は最も莊重に初更を過ぐる頃終りを告げられたり、當日特に幕内にて拜觀を許されたるは、文武官、公市吏員、赤十字社特別社員、篤志看護婦人會員、神宮奉齋會、神職會員、海軍協會員等なりし。

### 三日の御神樂式

伊勢皇大神宮にては、二日に次ぎ三日朝八時より奉幣の大儀を行はせられたり、先づ第一鼓にて祭主宮殿下を始め大少宮司禰宜以下の神官參集し、第二鼓にて祭具を備へ、第三鼓にて勅使祭主以下各衣冠束帯にて齋館を出で、儀仗兵の捧銃、奏樂、例の如く清祓の後、官幣辛櫃を玉串行事所に昇据え、送文を讀み上げ、官幣點檢の事ありて、勅使は夫より内玉垣南御門前の段に進み、恭しく御祭文を奏し、次で大主串を順次に奠し、了て東寶殿の御開扉あり、祭主以下院内に參入して官幣を捧げて殿内に奉納し御戸を閉ぢ、大宮司は御鑰に封紙を附けて辛櫃に納め、諸員奉拜八度拍手して退出し、夫より荒祭宮にて遙拜あり、此時儀仗兵は參道の南に整列して、捧銃の敬禮をなし、右にて奉幣の御儀全了り、午後二時よりは更に古物渡御の御式を行ひたり、前記の官幣は即ち 天皇陛下

下より御奉納の品々にて左の諸品なりと承る。

- △五色施絹十疋△白施絹十疋△五色綾五疋△白綾一疋△五色絹五疋△帛一疋△錦一端△唐錦一端△兩面錦一端△木綿一斤十兩
  - △麻一斤十兩△調布一反△太布一端(以上神宮へ)
  - △五色施絹五疋△白施絹一疋△五色綾五疋△白綾一疋△木綿二兩(以上神宮三社へ)
- 同日午後八時より勅使岩倉掌典長、祭主久邇宮多嘉王殿下を始め奉り、平田内相井上神社局長、有田三重縣知事、牧野造神宮主事、三室戸大宮司、桑原少宮司、宮地掌典、金子省野兩掌典補、高橋宮内屬、山路吉澤兩雜仕、禰宜、權禰宜、宮掌等參列の上、森殿なる金銅作及古物渡の御事あり、續て御神樂の御式あり、殆んど徹夜して行事を納め給ふ。

### 内宮に關する和歌

御製

ごこしへに民やすかれごいのるなる我か世を守れ伊勢の大神

御歌

静かなる世の年浪は神風の五十鈴川より立ちかへるらむ



東宮殿下御詠

平らかに年浪かへる五十鈴川神の恵の深さこそ汲む

祭主多嘉王殿下

秋の日に仕へまつらん神路山いすゝの川に身を清めつゝ

新らしく宇治の大橋かけまくも畏き神のためしなる哉

宮木曳く津長の原の春の雪こゝろもとけぬ跡をこそ見れ

白石も玉とや見えむ清くあかき心もちて奉りなば

さやかなる月日のかげにあたりても天照神をたのむばかりぞ

神風や朝日の宮の宮うつし影のごかなる世にこそありけれ

天照す神の御影はちほみたまいはふ鏡のいやてりにして

三室戸 大宮司

元 長

木野戸 少宮司

藤原定家

鎌倉右大臣

足代弘訓

伊勢内宮略説終

明治四十五年七月一日  
明治四十五年七月十五日

編輯者

東京市神田區今川小路二丁目六番地

濱 中 仁 三 郎

發行者

東京市神田區美土代町二丁目四十四番地

長 谷 川 安 民

印刷者

東京市京橋區本湊町二十八番地

杉 本 新 吉

印刷所

東京市神田區三河町二丁目五番地

三 陽 堂

不許複製

發行所

東京市神田區美土代町二丁目四十四番地

大日本護國會



# 伊勢大廟眞景大幅

(新版出來)

右は斯道の大家笠井鳳齋氏の筆にして約一ヶ月間該地に出張齋戒沐浴之を謹寫し歸京後六ヶ月の日子を費し始めて大成せる氏一代の秀逸を期したる大實寫畫なり本會又六ヶ月間印刷に精勵幾多の困苦を経版を重ねること六十回に及び我國未曾有の大出版大美術畫なり幅の大き三尺一寸長さ六尺五寸仕立方は葛布を以て装ひ其鮮麗にして莊重なること大廟の眞景宛如此して顯はれ一見自ら崇敬の念を起さざるなし江湖の諸士希くは一幅を備へ朝夕 皇祖の恩澤に浴することを忘れざるべし

本圖は全國に普及せんことを欲し左の實費を以て頒布す

一金參圓五拾錢也

大廟眞景圖一幅(葛布仕立)

但説明書附

東京市神田區美土代町一丁目四十四番地

大日本護國會

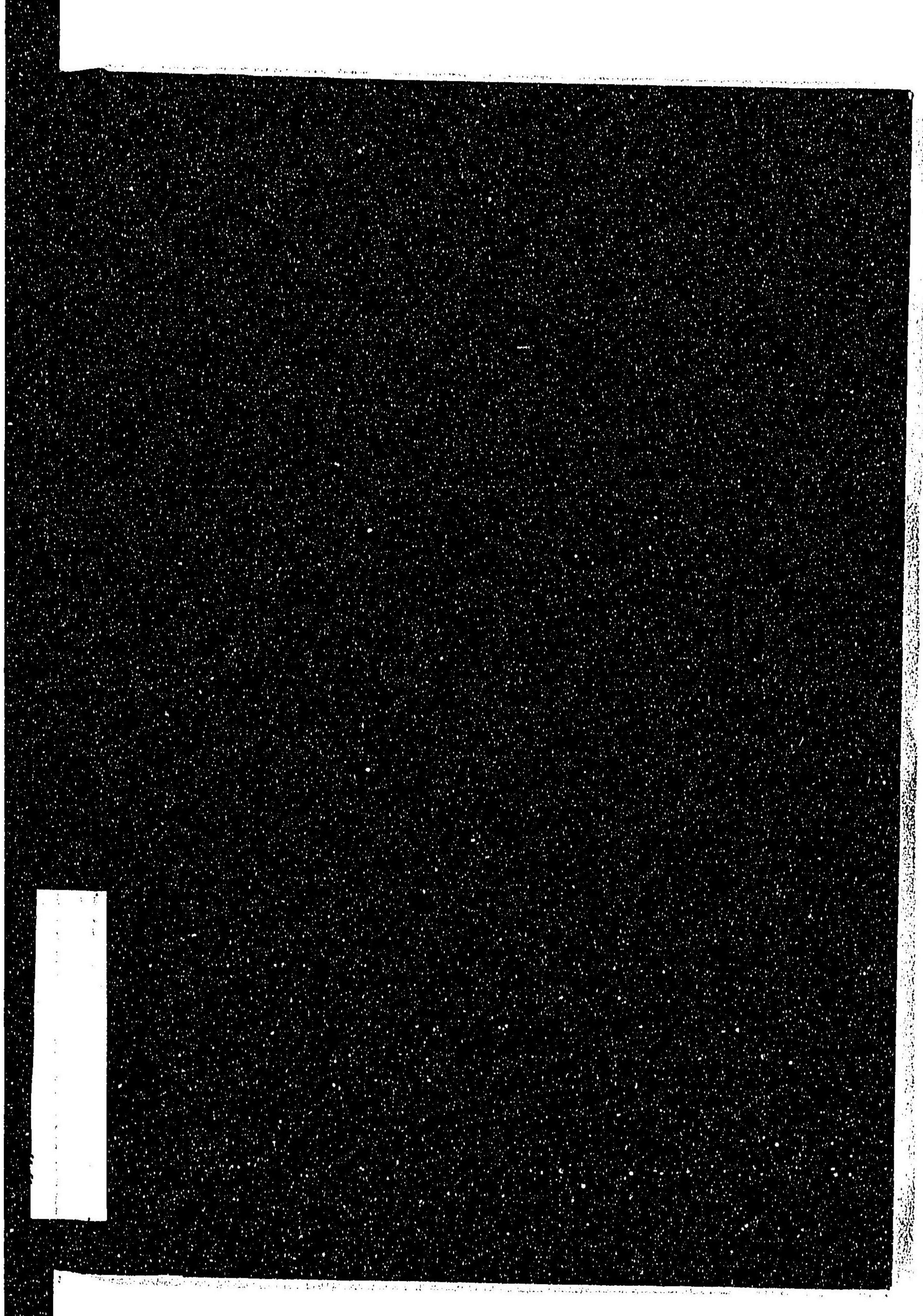
發行所



344

44





1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100



344

44

伊勢内宮略説

013831-000-8

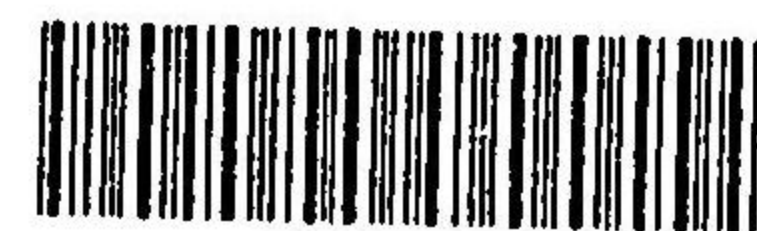
344-44

伊勢内宮略説

浜中 仁三郎/編

M45

ABB-0040





33. 8. 18